

{1110}

氏名 (生年月日)	<small>エノ モト ヒロ アキ</small> 榎本浩章 (1981年5月18日)
学位の種類	博士(政治学)
学位記番号	法博甲第101号
学位授与の日付	2015年3月19日
学位授与の要件	中央大学学位規則第4条第1項
学位論文題目	「公議輿論」と幕末維新の政治変革
論文審査委員	主査 菅原 彬州 副査 廣岡 守穂・本間 修平

内容の要旨及び審査の結果の要旨

I 本論文の構成

本論文の構成は以下のとおりである。

序章

第一章 幕政の動揺と政治的主張の噴出

はじめに

第一節 江戸幕府の支配構造

第二節 大名の役務負担と海防問題

第三節 国防論の展開と政治参加の範囲拡大

第四節 嘉永・安政期福井藩の政治的主張 (一)

第五節 嘉永・安政期福井藩の政治的主張 (二)

おわりに

第二章 横井小楠の「公共の道」

はじめに

第一節 学問と政治——「講学」

第二節 経済政策——「富国」

第三節 外交政策——「有道」

第四節 「交」と「私」——「交易」

第五節 人材登用・議会論——「公共」

おわりに

第三章 幕末の政治改革

はじめに

第一節 「公武合体」という政治課題

第二節 松平慶永の「幕私」批判

第三節 文久の幕政改革と参勤緩和

第四節 新政体の模索

第五節 参勤緩和期の大名

第六節 参勤復旧令の波紋

第七節 公議政体

おわりに

第四章 公議輿論と「正論」

はじめに

第一節 公議輿論の曖昧性に関する問題の所在

第二節 倒幕派の公議輿論

第三節 「無私」と「正論」の関係

第四節 公議輿論の条件

おわりに

終章

II 本論文の内容

序章

序章では、研究史の整理が行われる一方、研究の目的と意義について述べられている。まず、筆者は、公議輿論について、既存の政治秩序を超えて、広く「天下」の「衆議」を集め、そこから得られた「公論」に基づく政治を志向する「思想」ないしはそのような価値観に基づいて改革を要求する「政治運動」であると、規定する。

すなわち、この「公議輿論」についての規定をふまえ、「公議輿論」が歴史上どのような形で表現されているのか、それは種々の政治構想にどのように盛り込まれ、時の政治過程に影響を及ぼしているのか、また、政治的立場が異なる者の間においても、「公議輿論」の性質にどのような違いがあるのかなどの点について考察するという課題が設定される。そして、これによって、従来の理解ではその捉え方に曖昧さが残されていた部分についても、可能な限りの解明を試みるものであるという本論文の目的と意義が述べられる。

明治維新史研究においては、近年、横断的視点に欠けるとの指摘があるが、「公議輿論」は、政治思想史・憲法史など、様々な視点にまたがって読み解いていくことができる興味深いテーマであり、明治憲法成立過程の理解にまで繋がる重要な要素であると捉えている。しかも幕藩体制から明治憲法体制へという長期的視点から見た時、欧米との接触を機に、挙国一致の必要性の認識、国政の大方針（＝「国是」）策定を求める動きなどが起こったが、そこにおいて公議輿論は大きな役割を果たしているのであると、位置づける。

この「公議輿論」については、戦前には尾佐竹猛らによって、日本で議会制が実現する歴史的契機となったものとして注目され、さらに、戦後になると松本三之介・井上勲らによって、儒学の「天命」や「人心」に配慮するという思想、あるいは社会慣習としての合議制の伝統を背景に成立したものであることが明らかにされたのであり、近年に至っても、三谷博などによって、幕府政治を終焉に導く役割を果たし、また明治以後も存在感を放ったものとして重視されているという研究史の整理が行われている。

第一章 幕政の動揺と政治的主張の噴出

この章では、安政期以前の時期を対象に、「公議輿論」を生み出した環境、初期の「思想」としての「公議輿論」と「政治運動」について、海防問題、福井藩の政治改革要求・将軍継嗣運動が事例として取り上げられる。

第一節「江戸幕府の支配構造」では、幕府を中心とした社会秩序の特徴を挙げ、幕府は将軍の「御威光」を重視し、身分の別とそれぞれに見合った格式、様々な儀礼の存在が、将軍の「御威光」を飾り立て、秩序の維持に貢献していたとする。また、広範な大名統制、特に参勤交代と役務の賦課によって、社会システムは支えられていたことが述べられる。

第二節「大名の役務負担と海防問題」では、外国船の近海出没、それに伴って発生した海防役の膨脹によって、その役務のバランスが崩れていった様相が分析される。

第三節「国防論の展開と政治参加の範囲拡大」では、この事態を受けて起こった、幕藩の垣根を踏み越える視点の発生が取り上げられる。例えば会沢正志斎や佐久間象山は、挙国的な観点から抜本的国防態勢の必要について論じており、老中阿部正弘も、海防について諸藩に自覚と意思形成を促し、また、自ら積極的に意見発信し、国政に関心を寄せる有志大名が出現するといった現象が見られるようになったと述べる。

そして、第四節「嘉永・安政期福井藩の政治的主張（一）」および第五節「嘉永・安政期福井藩の政治的主張（二）」では、有志のうち福井藩と藩主松平慶永の動きが述べられる。ペリー来航への対応として幕府から全国に諮問が行われた時、慶永は、全藩参加の国防態勢の確立を訴えたのであり、これを機に、慶永らは国難への対処を構想するなかで、諸藩の財政負担軽減と参勤交代の緩和、有志大名の政治参加などを唱えるようになり、各藩の提携や幕政への介入といった取り組みを始め、これが後の将軍継嗣運動に繋がっていったのであると述べる。

第二章 横井小楠の「公共の道」

この章では、公議輿論の代表的な思想家である熊本藩の横井小楠の思想の全体像について論じている。横井は儒学をユニークに解釈し、既存の政治を批判する新しい観点を提供し、他に与えた影響は特に大きいと位置づけ、それゆえに、横井の思想を整理することは、公議輿論の論理を理解するために極めて重要であるとする。

そして、その生涯を簡単にまとめた上で、その思想を五つのキーワードで分類する。すなわち、

第一節「学問と政治——「講学」」では、「講学」「講習討論」という概念について述べられ、横井は、身分の別なく討論を尽くすことで、互いの考えが磨かれ真理が得られると考えたのであり、そこから、一同が学問所に集い、平等な立場で会読や討論を尽くす行為を経れば、誰もが納得して団結し、最良の結論が得られると論じたのであり、これが言路洞開を推奨することに繋がったのでありと、評価する。

第二節「経済政策——「富国」」では、横井の経済財政政策について述べられる。横井は、専売制や倹約の徹底については、単に封建的収奪の強化徹底に止まるものとして疑問を呈しているのであり、そして、殖産興業政策を提案して“民を富ませる”ことを主眼とすべきであると論じたのであるという。

第三節「外交政策——「有道」」では、横井の対外認識に注目し、横井は、欧米との国交について、儒学の道理に則った倫理を重視して感情的な攘夷論を排し、「有道」であれば断る理由がないが、「無道」な要求であれば拒絶すべきと論じていた。ところが、その後、海外の知識を得るに従って、欧米では全国規模の意見集約が行われ、富国強兵や福祉が行き届いていると理解するようになり、日本よりもよく道理に適った国々であると評価するようになったのであるとする。

そして、第四節「「交」と「私」——「交易」」では、そのような認識から発展した横井の開国論について述べ、日本は外国に対してのみならず、国内においても藩ごとに孤立し各々の「私」を振りかざし、精神的な鎖国とも言える閉塞状況「割拠見」に陥ってしまったのであるから、このような「無道」な状態を脱し、「交易」の精神によって開国の必要性を唱えたと位置づける。

第五節「人材登用・議会論——「公共」」では、横井が最終的に行き着いた「公共」という精神について述べられる。すなわち、それまで「公」とされていた「公儀」などは、実際には「私」に陥っていると批判され、藩の「私」、幕府の「私」、さらに一国の「私」を否定した開かれた政治、「天下公共」の政治の実現を、横井は目指したのであると述べる。

第三章 幕末の政治改革

この章では文久～慶応期を対象に、「公議輿論」が構想した改革の実践例として、参勤交代緩和の実現、有志大名の国政参加と、その挫折について論述している。まず第一節「「公武合体」という政治課題」では、「公武合体」という歴史用語について、様々な政治勢力によって微妙に異なる「公武合体」の形が構想されていた点に焦点をあて、薩摩・長州両藩の公武合体論とその国政周旋活動の開始について言及する。

続く第二節「松平慶永の「幕私」批判」と第三節「文久の幕政改革と参勤緩和」では、慶永の運動で参勤交代の頻度を引き下げる改革が行われた過程について論じている。幕政に参加するようになった慶永は、再三にわたって幕府中心主義的な考え方「幕私」を除去すべきこと、挙国一致の国家目標として「国是」を確立させるべきことを訴えるのであり、これを機に、文久の幕政改革において、参勤交代緩和が実現することとなった。それは、支出削減、軍事改革促進の意味だけでなく、將軍と大名の従来の上下関係に変化をもたらし、公議輿論に基づいた政治へと移行させる展望を持った

動きだったことが述べられる。

第四節「新政体の模索」では、文久三年～元治元年の政局が取り上げられる。慶永は、開国を進める幕府と攘夷を唱える朝廷の対立解消を模索するが、朝廷は強硬姿勢に終始し、交渉は不調に終わった。その後の政変によって攘夷派が朝廷から排除され、さらに、雄藩の代表が参加する参与会議が朝廷に設けられると、朝廷・幕府・藩の会議による政治の実現が期待された。しかし、互いの意見の不一致や主導権争いによってこの試みも失敗に終わり、幕府が朝廷を抱き込んでその支配の維持を図るようになる。こうして「公議輿論」に基づく政治の実現は暗礁に乗り上げたと述べる。

第五節「参勤緩和期の大名」では、文久の幕政改革が実際にどれほど幕藩体制に変化を及ぼしたか、その実態を見ることで「公議輿論」の具現化のありようを探ることを目的に、参勤緩和政策の展開が分析される。具体的には、大名妻子の帰藩、参勤交代の減少などが実現したが、一方、京都警衛、海防・治安出動などの警衛任務が増大しており、大名にゆとりを与える効果は相殺されてしまっていると述べる。さらに第六節「参勤復旧令の波紋」では、支配維持を図る幕府によって突然の政策転換がなされ、参勤交代を旧に復する命令が発せられたことについて分析している。これについては具体的研究がない状況であったが、従わない藩と従った藩と、対応が分かれていたことが明らかにされる。

第七節「公議政体」では、慶応期の政治構想を取り上げている。第二次長州征伐の失敗、徳川家茂と孝明天皇の相次ぐ死去、徳川慶喜の將軍襲職などを契機として、これまでの政治体制を解体して公議政体に移行しようという政治構想が相次いで現れてくることを述べる。

第四章 公議輿論と「正論」

「公議輿論」について論じる時に焦点となるものとして、いわゆる公議政体派と倒幕派の両者において、公議輿論の主張に差異が見られる、ということがまず指摘される。この点について、第一節「公議輿論の曖昧性に関する問題の所在」では、改めて先行研究が取り上げられる。従来の研究では、あくまで広く「衆議」を取りまとめようとした公議政体派、自らの信じるところを貫いて強硬手段も辞さなかった倒幕派という違いがあったが、「公議輿論」という理念について尊重するという了解は成立していたのであり、明治以後もそれが完全に放棄されることはなかったとされていた。しかしこれは、同じ「公議輿論」重視と言っても質的に異なる二つの路線があったということを、指摘するに止まっているのではないかという問題提起がなされる。

次に、倒幕派における「公議輿論」の主張について、第二節「倒幕派の公議輿論」では、岩倉具視、大久保利通、西郷隆盛らが取り上げられ、彼らの言説においても、「公議輿論」は重要な要素として用いられているのであり、「天下の公論」に背を向ける幕府を強く批判し、現状を打破すべきという論理を作り出す動機ともなっていたのであると見る。

第三節「無私」と「正論」の関係」では、前節の分析をふまえ、公議政体派・倒幕派の「公議輿論」を、「無私」と「正論」の概念の視点から比較し、公議政体派の「公議輿論」は、国内の全勢力を網羅した会議体設置を構想の核としていたが、「公平無私」の精神を強調するあまり、革新性に欠け、幕

府に対しても融和的な態度に終始したと分析する。一方、倒幕派の方は、自身の正当性に確信を持ち、断固としてこれを遂行するという意志を持っていたとされるが、しかし、より詳細に分析すれば、我が方は「天下の公論」に依拠する「正論」を訴えているが、相手方は「私」的な「暴論」を唱えているのであるという「正論」意識に基づいた自己正当化の論理という傾向が「公議輿論」共通の特徴として見られるのであるという指摘がなされる。これにより、両者の性質には違いがないことが明らかとなり、王政復古において、徳川慶喜を新政府に加えるべきか否かをめぐって両者が争ったことを例に、「公論」意識に基づいて、互いに「暴論」あるいは「因循」「雷同」と、激しく非難し合っていたのであると主張する。

「公議輿論」に二面性が認められないとすれば、それでは結局、「公議輿論」とは自己正当化のための論理だったのかということにもなりかねないが、それだけではないのであるということが述べられる。

そして、第四節「公議輿論の条件」では、これまでの考察を総括して、言路洞開、人材登用、富国強兵、挙国一致といった価値観の肯定が、全ての「公議輿論」に共通する要素として見られることが指摘される。まさに、それらをふまえることが、「公議輿論」論者として自己の正当性を図ることができる条件となっているのであり、それ以前に回帰することを踏み止まらせたのではないかと、総括している。

終章

終章では、各章の結論をまとめるとともに、論述についての反省と展望が述べられる。すなわち、第一章以下の本論においては、福井・薩摩藩の動きに着目し、国政を中心とした政局の動向に絞った叙述を行ってきたが、しかしながら、例えば尊王攘夷運動など、多種多様な運動における「公議輿論」的思考について幅広く取り上げることが可能であったであろうし、また、幕政改革についても、軍備の変動や各藩の財政負担といった面にまで踏み込んだ、包括的な変動について論じるというアプローチも可能であったかもしれない。さらに言えば、明治以降における、明治憲法体制の設計といった政治構想、また、自由民権運動をはじめとした政治的関心・参政権や表現の自由を求める動きが明治初期に生起してくることを主軸に、幕末維新期の政治運動・政治変動を展望するという研究課題も残されているのであり、思想としての「公議輿論」がどのように変容していくことになるのかということも、今後の残された課題として言及される。

Ⅲ 本論文の評価

本論文は、「公議輿論」というタームを軸に、幕末維新期の政治過程のなかで、それがどのような作用を及ぼしていたのかという問題意識を基底に、思想としての「公議輿論」をふまえた政治構想の位相と、それが具体的な幕政改革の展開のなかでどのような「運動」として現れてくるかを分析した論文である。

以下、本論文の評価にかかわる論点を、摘記する。

第一点は、「公議輿論」というタームについての理解はそれほど単純なものではないということである。「公議輿論」というタームから通常抱懐されるイメージは、広義の「思想」ないしは「イデオロギー」であり、したがって政治思想史の研究対象であることが多い。しかし、この場合、「公議輿論」は現実の政治変動の過程において、多くの人びとによって、それは「正論」を支える「もの」として様々に語られる「もの」でもある。換言すれば、「公議輿論」は「実体」として存在しているかのように語られながらも、実際は「実体」の見えにくい「概念」すなわち「イメージ」として歴史過程に登場するところに、このタームの理解の困難性があるのである。

第二点は、「公議輿論」が「実体」として「イメージ」されるにもかかわらず、それは現実政治を変革する原動力として大いなる作用をなすものであるがゆえに、一方でそれは「思想」としての存在であると意識されつつも、他方、それとかかわる他の「もの」とのかかわりにおいてまさに語られるということである。換言すれば、それは「実体」のある存在として捉えられるよりも、現実には生起する歴史過程のなかでは「関係」において操作される「もの」として意図的に捉えられるということでもある。

第三点は、本論文がこの第一点と第二点の問題をどのように理解しているかということである。筆者は、序章で「公議輿論」は「思想」ないしはそのような価値観に基づいて改革を要求する「政治運動」であると規定している。しかし、このような「思想」と「運動」という質的に同じレベルで論じることは果たして可能であるのかという問題性を指摘しておかなければならない。本論文の構成は、その意味において、第一章で政治構想の核をなす「公議輿論」の位相を分析し、次の第二章で「思想」そのものとしての「公議輿論」について論じ、続く第三章で、現実の政治過程に作用する「運動」として、それがどのように幕政改革に「関係」するかを分析している。「思想」と「運動」を行き来する本論文の構成は、第四章でいみじくも筆者が述べる「公議輿論」の曖昧性と通じるものであり、構成そのものの妥当性をめぐる問題を孕んでいると言えなくもない。その意味において、「思想」と「運動」を結合しようとした本論文の分析は、なかなか澄明とはいいがたい論述となっている。

第四点は、第二章における横井小楠の「公共の道」の分析が、上述の視点からすれば、いかにも突出している感が否めないのも事実である。これは、構成をふまえた論述の進め方において、素直な理解を困難にするものでもあり、さらなる再検討が求められるところでもある。「思想」と「運動」を結合させて分析するというアプローチを筆者はめざしているが、他方、これまでの研究においては、「思想」と「運動」の質的相違が強調されてきたという点について、もう少し緻密に紹介する整理の仕方を行なうことによって、本論文は、筆者の論述がより際立った説得力のあるものになったと言えるかもしれない。

最後に、以上に述べたように、議論の余地のある論点がいまだ残されているとはいえ、本論文が、なかなか論じることが困難な「公議輿論」を対象にすえた研究に果敢に取り組み、「思想」と「運

動」との交錯を具体的に解明したことの意義は大きいと言える。また、具体的な分析について例を挙げれば、幕末期の幕政改革における参勤交代に着目し、その歴史的意義について意欲的に再検討し、新たな位置づけの方向性を示しているところに、「思想」と「運動」の結合をめざした筆者のねらいがよく表れていると言えよう。その意味で、本論文は、課題に関する研究の内容を深化させ、今後の研究の新たな方向性を指し示した論文であると評価することができるし、筆者は、自立した研究者として、研究をさらに継続して進めていく十分な能力を有しているといえる。

よって、本論文は、博士（政治学）の学位を授与するに値するものであると評価するものである。